

2022(令和4)年度 横浜市立大学 医学部 医学科

特別公募制学校推薦型選抜・国際バカロレア特別選抜 学生募集要項

この PDF 版の学生募集要項・願書は、参考閲覧用に掲載しています。
実際の出願に際しては、冊子体のものを入手して使用してください。
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/admissions/admissions/documents/>

1 募集人員と募集枠

		特別公募制学校推薦型選抜		国際バカロレア 特別選抜
		県内高校区分	県外高校区分	
医学部 医学科	(1) 一般枠	—	—	2名
	(2) 地域医療枠	10名	5名	—
	(3) 神奈川県指定診療科枠	2名	1名	—

医学部医学科には、入試区分とは別に(1)～(3)の3種類の募集枠があります。なお入学後6年間の医学科教育カリキュラムは同一です。(2)と(3)は、地域医療機関における医師確保の安定化に寄与するために設けられています。(2)の地域医療枠は、神奈川県内の地域医療に従事する医師を、(3)の神奈川県指定診療科枠は、神奈川県内で特に不足している7診療科(産科・小児科・麻酔科・外科・内科・救急科・総合診療科)に従事する医師をそれぞれ養成します。

【特別公募制学校推薦型選抜】

特別公募制学校推薦型選抜の出願者は、対象となる(2)と(3)の募集枠への志望の有無と順位について、以下の2つのパターンから選択します。

<選択1>神奈川県指定診療科枠を第1志望とし、地域医療枠を第2志望とする。

<選択2>地域医療枠のみを志望する。

ただし<選択1>を選ぶことができる者は、県内高校区分の者、または県外高校区分で神奈川県内に1年以上の居住歴のある(見込みの)者に限定されます。

受験者は入試の区分(県内高校区分・県外高校区分)ごとに評価され順位づけられます。第1次選考と第2次選考では、<選択1><選択2>の別に関わらず合否が決まります。第3次(最終)選考では、順位の上位の者から<選択1><選択2>の別に応じて合格者が決定します。

【国際バカロレア特別選抜】

国際バカロレア特別選抜は、一般枠のみの募集となります。

※各募集枠についての詳細は、「4 募集枠について」を参照してください。

2-1 特別公募制学校推薦型選抜の出願資格

次の①～⑤のいずれにも該当する者で、学校長が推薦する者

(1校につき、〈選択1〉の者1名、〈選択2〉の者1名の計2名まで推薦可)

- ① 県内高校区分：神奈川県内の高等学校（中等教育学校含む）、
県外高校区分：神奈川県外の高等学校（中等教育学校・文部科学大臣認定在外教育施設含む）を、
2022（令和4）年3月卒業見込みの者（標準的な卒業期日が3月でない学校の場合は、その直前の期日に卒業の者）
- ② 本学への入学を強く希望し、合格した場合は入学することを確約できる者
- ③ 全体の評定平均値が4.3以上で、学習成績概評がⒶの者
(調査書の備考欄にⒶの理由が明記されている事)
- ④ 数学Ⅲに加え、「物理基礎・物理」「化学基礎・化学」「生物基礎・生物」のうち2つの科目群を修得
または修得見込みの者
- ⑤ 下記に定める資格のいずれかのスコア・級を有し、公式な成績証明書を提出できる者
<2019年4月以降に受検した英語資格に限ります。TOEFL-ITP、TOEIC-IPは認められません>
TOEFL-PBT 460 (iBT 48) 以上、TOEIC (L&R) 500 以上、GTEC (検定版・CBT) 1000 以上、
英検2級以上、またはIELTS (Academic Module) 4.5 以上

2-2 国際バカロレア特別選抜の出願資格

出願時には次の①～③のいずれにも該当する者

- ① 国際バカロレア機構から、2020年4月1日から2022年3月31日までに国際バカロレア資格
(International Baccalaureate Diploma) を授与された者もしくは授与される見込みの者
- ② 国際バカロレア資格において、次の(1)(2)のいずれにも該当する（見込の）者
 - (1) 言語Aを日本語（HL・SLのいずれでも可）により履修し成績評価4以上、または言語Bを
日本語（HL）により履修し成績評価6以上。ただし言語A・言語Bいずれにおいても日本語を
履修していない場合は、日本語能力試験 N1 または日本語検定3級以上の資格を有する者。
 - (2) 物理、化学、生物から2科目および数学の3科目を履修し、うち1科目はHL成績評価4以上、
他の2科目はSL成績評価5以上またはHL成績評価3以上
- ③ 下記に定める資格のいずれかのスコアを有し、公式な成績証明書を提出できる者
<2019年4月以降に受検した英語資格に限ります>
TOEFL- iBT 80 以上、またはIELTS (Academic Module) 6.0 以上

また第3次選考に進む段階では、②の成績を満たしているとともに、次の④にも該当する者

- ④ 本学を第1志望とし、合格した場合は入学することを確約できる者

3 出願にあたっての留意事項

1) 国公立大学 学校推薦型選抜への出願

本学を含めた国公立大学・学部の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す場合、課さない場合を含めて）へ出願することができるのは、1つの大学・学部に限られています。したがって、特別公募制学校推薦型選抜に出願した者は、本学および他の国公立大学・学部で実施するその他の学校推薦型選抜には出願できません。

2) 国公立大学 一般選抜との併願

特別公募制学校推薦型選抜・国際バカロレア特別選抜に出願した者は、当該選抜で不合格となった場合に備えて、別途国公立大学・学部の一般選抜に出願することができます。なお、その場合は、本学を含めた「前期日程」から1つ、「後期日程」から1つ、「公立大学中期日程」から1つの合計3つまでの大学・学部に出願することができます。（独自日程で募集する公立大学・学部については、この限りではありません）

なお、特別公募制学校推薦型選抜・国際バカロレア特別選抜の第2次選考（面接審査）に合格した者は、本学医学部医学科 一般選抜の個別学力検査（第2次試験）における面接を免除します。

3) 合格者の入学手続と併願した国公立大学 一般選抜の可否

特別公募制学校推薦型選抜・国際バカロレア特別選抜の（最終）合格者は、必ず所定の期日までに入学手続を行わなければなりません。なお特別公募制学校推薦型選抜の合格者は、その後本学を含めた国公立大学・学部の一般選抜を受験しても、その合格者とはなりません。

4 募集枠について

(1) **一般枠**（出身高校所在地や県内居住歴の制約なし）

▼在学中から卒業後研修プログラムのモデルケース／流れ（一般枠）

6年間	2年間	3年間程度	数年間
医学科教育	初期臨床研修	専門医研修	専門性のより高い分野の研修

(2) **地域医療枠**（出身高校所在地や県内居住歴の制約なし）

入学後、6年間の医学科教育カリキュラム（一般枠・神奈川県指定診療科枠と共通）を履修し、卒業後は2年間の初期臨床研修および、その後7年間、神奈川県内の医療機関において勤務します。

▼在学中から卒業後研修プログラムのモデルケース／流れ（地域医療枠）

卒業後は神奈川県が作成し、本人が選択するキャリア形成プログラム★に沿って従事します。

6年間	2年間	7年間
医学科教育	県内の基幹型臨床研修病院が作成するプログラムに基づく初期臨床研修	7年間、選択したキャリア形成プログラムに沿い、本学附属病院をはじめ、神奈川県内の医療機関において診療業務（地域医療を実践する）に従事 ※1 専門医研修を行うことも可能 ※2 留学や大学院進学等の一時中断についても神奈川県と協議可能

★キャリア形成プログラムとは、義務年限中におけるキャリア形成について、就業先となる医療機関をコース（診療科）別に示したもの。詳細は神奈川県ホームページをご参照ください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/kyariaikeisei.html>

(3) **神奈川県指定診療科枠** (神奈川県内高校出身または1年以上の神奈川県内居住歴が必要)

将来、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む）、小児科、麻酔科、外科※、内科、救急科および総合診療科のうち、神奈川県が初期臨床研修修了までに指定する診療科の医療に、初期臨床研修修了後従事することを目的とした募集枠です。この枠では学部1年次～6年次の6年間、神奈川県から修学資金の貸付けを受けることが条件となります（貸付金額等については別紙「神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について」を参照してください）。借り受けた修学資金については、本学を卒業し、初期臨床研修を含む9年間（本学在学期間である6年間の1.5倍の期間）を本人が選択したキャリア形成プログラムに沿って神奈川県内の病院において、神奈川県知事が指定する診療科の業務に従事することで返還の義務は免除されます。

入学後、6年間の医学科教育カリキュラム（一般枠・地域医療枠と共通）を履修し、卒業後は、神奈川県内で2年間の初期臨床研修を行います。その後、本人が選択したキャリア形成プログラムに基づき、神奈川県内の医療機関において7年間の診療業務に従事します。

在学中には、県内地域枠医師や自治医科大学派遣医師とのイベント実施による医学生の交流会等へ参加することができ、卒業後も神奈川県（地域医療支援センター）が行うキャリア支援サポートを受けることができます。

なお、初期臨床研修および初期臨床研修修了後に勤務する医療機関は、本人が選択したキャリア形成プログラムに沿って知事の指定する医療機関の中から選定します。この知事の指定する医療機関は、医師が不足している地域における中核的、かつ、勤務体制の整っている医療機関を想定しており、指定診療科の指導の下で勤務していただきます（県立病院に限るものではありません）。また、9年間同一の指定医療機関に勤務するとは限らず、県内医療の状況を見ながら、いくつかの医療機関に勤務していただく場合もあります。

（※外科とは、日本専門医機構の外科の基本領域とし、具体には外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科、小児外科、内分泌・甲状腺外科がこれにあたります。）

▼**在学中から卒業後研修プログラムのモデルケース／流れ（神奈川県指定診療科枠）**

卒業後は神奈川県が作成し、本人が選択するキャリア形成プログラム★に沿って従事します。

6年間	2年間	7年間
医学科教育 ※神奈川県より 修学資金を貸与	県内の基幹型臨床 研修病院が作成す るプログラムに基 づく初期臨床研修	7年間、選択したキャリア形成プログラムに沿い、本学附属病院をはじめ、神奈川県内の医療機関において指定した診療科で診療に携わった場合（地域医療を実践している場合）、修学資金の返還義務は免除 ※1 産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科の中から選択 ※2 専門医研修を行うことも可能 ※3 留学や大学院進学等の一時中断についても神奈川県と協議することが可能

★キャリア形成プログラムとは、義務年限中におけるキャリア形成について、就業先となる医療機関をコース（診療科）別に示したものの。詳細は神奈川県ホームページをご参照ください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/kyariakeisei.html>

《**神奈川県指定診療科枠に関する補足事項**》

- 次のような場合には、修学資金の貸付を停止します。
 - 大学を退学、または退学させられたとき。
 - 修学生であることを辞退したとき。
 - 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
 - 学業成績や品行が著しく不良となったと認められるとき。
 - 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
 - 第6学年時にキャリア形成プログラムを選択しなかったとき。
 （キャリア形成プログラムの選択に関しては、初期臨床研修修了前に変更することが可能です）
 - その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 修学資金返還免除のために必要な勤務期間9年間のうち、妊娠・出産・育児、その他、県がやむを得ないと認める事由により医療業務に従事できない期間は、この9年間には含まれません。
- 初期臨床研修修了後、専門医研修等を行いながら大学院教育を受けることも可能です。

5 出願書類

(1) 入学願書	本学所定の用紙に必要事項を記入し、写真（4×3cm）を貼付してください。
(2) 志願理由書	本学所定の用紙（両面）にそれぞれ必要事項を記入してください。
(3) 入学検定料 ・写真票・受験票	本学所定の用紙に必要事項を記入し、写真（4×3cm）を貼付してください。 入学検定料については、所定の払込取扱票により22,000円を最寄りの郵便局で納入し、郵便局の領収印を受けた郵便振替払込受付証明書（払込用紙の一番右）を写真票・受験票と同じ用紙の所定欄に貼付してください。なお、払込手数料は本人負担です。
(4) 推薦書	【学校推薦型のみ提出】本学所定の推薦書用紙により学校長作成のもの（厳封）を提出してください。なおこの募集要項には推薦書用紙は同封されていません。用紙の請求票を同封してありますので、この請求票を高校の担任教諭等に渡して、高校から本学宛に推薦書用紙を請求するよう依頼してください。
(5) 調査書等	【学校推薦型】文部科学省所定の様式により学校長作成のもの（厳封）を提出してください。 ----- 【国際バカロレア】 次の1)と2)を、ともに提出してください。 1) 出身IB認定校の在籍期間・履修科目・卒業（見込）の事項が明記された証明書（日本の高等学校の場合は「調査書」） 2) IB0発行の「Transcript」（Electronic が望ましいが Paper でも可：Institute code: 000555）、または出身IB認定校発行のIBDP取得成績（見込）証明書 ※言語A・Bいずれにおいても日本語を履修していない者は、日本語能力試験または日本語検定の証明書も提出してください。
(6) 誓約書	【学校推薦型のみ提出】本学所定の用紙に署名捺印し、提出してください。 <選択1>の者は「神奈川県指定診療科枠」と「地域医療枠」の2枚； <選択2>の者は「地域医療枠」の1枚です。
(7) 住民票 / 住民票の除票 / 戸籍の附票	【学校推薦型 <県外高校区分> <選択1> のみ提出】 神奈川県内に1年以上居住した（入学までに居住する）事が分かるいずれかの書類を提出してください。詳細は、神奈川県指定診療科枠の誓約書に記載されている指示を参照してください。指定の書類が取得し難しい場合は、神奈川県医療課（電話045-210-4877）に連絡の上、2021年10月29日（金）までに志望資格の承認をうけてください。
(8) 英語チェックシート および 英語資格に関する 公式な成績証明書	英語チェックシート（本学所定の用紙）の記載内容に従い、必要事項の記入および成績証明書の手配等を行ってください。 ※今年度本学の先行する入試において提出済みの証明書については、省略可能です。
(9) 返信用封筒 （受験票送付用）	本学所定のものに志願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、 374円分 の切手を貼ってください。（宛名面の“様”は消さないでください。）
(10) あて名ラベル 2枚	合格通知書および入学手続書類の送付に使用します。志願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入してください。（宛名面の“様”は消さないでください。）

6 出願期間・願書提出先

出願期間 2021年11月1日(月)～4日(木) *郵送必着

出願方法 前記出願書類を所定の封筒により、簡易書留速達郵便で送付してください。

願書郵送先 〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 横浜市立大学 アドミッションズセンター

7 第1次選考

【特別公募制学校推薦型選抜】

出願者数が「県内高校区分」で概ね25名、「県外高校区分」で概ね15名を超えた場合のみ、全体の評定平均値(4.3~5.0)と英語資格点(2.0~5.0)の合計点(6.3~10.0)および出願書類の総合評価により、第1次選考を行います。

英語資格の得点(概要)は以下の通りで、複数の資格を提出した場合は、高得点のものを採用します。TOEFL、TOEIC、GTECについては、中間点を0.1点きざみで評価します。

得点	TOEFL-PBT (iBT)	TOEIC(L&R)	GTEC (検定版・CBT)	英検	IELTS
5.0	608 (90)	900	1380	1級	6.5
4.5	573 (80)	800	1330		6.0
4.0	540 (76)	700	1280	準1級	5.5
3.0	500 (61)	600	1140		5.0
2.5	480 (54)	550	1070	2級(CSE2200)	
2.0	460 (48)	500	1000	2級	4.5

【国際バカロレア特別選抜】

出願者数が概ね6名を超えた場合のみ、国際バカロレア資格の全体成績評価を1,000倍した数値(24,000~45,000)とTOEFLスコア※(80~120)の合計点(24,080~45,120)により、第1次選考を行います。

※IELTSについては、6.0→80、6.5→90、7.0→100、7.5→106、8.0→112、8.5→116、9.0→120、とTOEFLスコアに換算します。

- ア 第1次選考を実施しなかった場合および第1次選考を実施して合格した場合は、「受験票」および「受験案内」を送付します。
- イ 第1次選考を実施して不合格となった場合は、「第1次選考結果」を送付します。また追って、検定料の一部17,000円を返還します。
ア・イいずれの場合も、受験票等は2021年11月22日(月)に発送します。
(11月24日(水)になっても届かない場合は、お問い合わせください)

8 第2次選考(面接審査)

日時 2021年12月4日(土) ※具体的な集合時刻等は受験票とともにお知らせします。

会場 横浜市立大学 金沢八景キャンパス

<面接方法の概略と評価項目>

面接審査は、MMI(Multiple Mini Interview)の手法により行います。受験者は以下の観点別の5つの面接室を巡り、それぞれ独立して審査を受けます。(1面接室あたり10分程度)

評価の観点	内容等
社会性	「志願理由書・項目1」の内容も合わせ、今までの活動経験から培ってきた社会性について評価します。
志望理由	「志願理由書・項目2」の内容も合わせ、医療の直面する課題への問題関心や意欲など、医学を志す志望理由を評価します。
協調性	提示された状況課題(シナリオ)に対する解答により、協調性を評価します。
独創性	提示された状況課題(シナリオ)に対する解答により、独創性を評価します。
倫理性	提示された状況課題(シナリオ)に対する解答により、倫理性を評価します。

<第2次選考合否判定基準・合否発表>

各評価内容を総合し1000点満点で得点化します。第2次選考を受験した者は第3次選考に進むことを基本としますが、評価が一定の水準以下の場合には不合格となることがあります。

第2次選考の合否は、2021年12月14日(火)、本人宛に合否通知書を発送します。
(12月17日(金)になっても届かない場合は、お問い合わせください)

9 第3次選考

【特別公募制学校推薦型選抜】

第2次選考合格通知の指示に従って令和4年度大学入学共通テストの「成績請求票」(国公立推薦用)を所定の期日までに本学へ郵送するとともに、以下に定める共通テストの教科・科目を受験してください。

教科	科目	教科科目数	配点
国語	「国語」(古文・漢文含む)(必須)	1	200
地歴公民	「世界史B」「日本史B」「地理B」「現代社会」「倫理」「政治・経済」「倫理, 政治・経済」から1科目	1	100
数学	「数学Ⅰ・数学A」と「数学Ⅱ・数学B」の2科目(必須)	2	200
理科	「物理」「化学」「生物」から2科目	2	200
外国語	「英語」(リスニングを含む)(必須)	1	300
合計			1,000

(注) ◆地歴・公民で2科目受験した場合は第1解答科目の成績を採用します。

◆「英語」でリスニングテストを受けなかった場合、または受験すべき教科・科目を受験していない場合は、失格となりますので注意してください。

※大学入学共通テスト配点換算方法

外国語(英語): リーディング(100点満点) × 2.4倍 + リスニング(100点満点) × 0.6倍 = 300点

<第3次選考(=最終)合否判定基準>

面接審査の成績(配点1,000点)および大学入学共通テストの成績(配点1,000点)の合計点により最終合格者を決定します。ただし、大学入学共通テストの成績が2022(令和4)年度一般選抜前期日程第1段階選抜合格者の平均点よりも低い者は、合計点の順位にかかわらず不合格とします。

県内高校区分・県外高校区分毎に、大学入学共通テストの成績の条件を満たした上位者の中から、<選択1><選択2>に応じて合否と合格枠が決定します。

例1) 県外高校区分で<選択1>の者が1位になった場合は、神奈川県指定診療科枠での合格となります。2~6位の場合は、上位者の選択により神奈川県指定診療科枠または地域医療枠での合格となります。7位以下の場合は不合格の可能性が高いものの、上位者の選択(1~6位が全員<選択2>の場合など)によっては神奈川県指定診療科枠で合格する可能性もあります。

例2) 県外高校区分で<選択2>の者が5位以上になった場合は、地域医療枠で合格となります。6位の場合、1~5位が全員<選択2>であれば不合格となり、1~5位に<選択1>の者が1人でもいれば地域医療枠で合格します。

【国際バカロレア特別選抜】

第2次選考合格通知の指示に従って、2022年1月6日(木)必着までに本学入学の意思の有無を通知してください。

(国際バカロレア資格を見込で出願した者については、Electronic版のTranscriptも手配：Institute code 000555)

<第3次選考(=最終)合否判定基準>

本学入学の意思有りと表明した者(および出願資格②の成績を満たした者)の中より、国際バカロレア資格の全体成績評価を22倍した数値(990点満点)と面接審査の評価点(1000点満点)の合計点(1990点満点)により、最終合格者を決定します。

10 最終合格発表

日時 2022年1月21日(金) 10:00 【国際バカロレア特別選抜】
2月15日(火) 10:00 【特別公募制学校推薦型選抜】

場所 横浜市立大学(金沢八景キャンパス)の掲示板

*合格発表は、本学のホームページでも確認できます。また合格者には、合格通知書および入学手続書類を郵送します。なお、電話等による合否の問い合わせには応じません。

11 高等学校への合否結果通知(特別公募制学校推薦型選抜のみ)

特別公募制学校推薦型選抜については、第3次選考後、学校長あてに被推薦者の選考結果を通知します。なお、第1次選考または第2次選考で不合格となった場合は、その際に通知します。

12 入学手続

入学手続は、入学金・施設設備費等を納めたいうえで、①郵送による手続、または②来学による手続を行ってください。詳細は合格者宛に郵送する「入学手続要項」を確認してください。

(注)入学許可後であっても、受験中または出願書類等の不正が判明した場合は、入学許可を取り消します。

①郵送による手続

最終合格発表日～2022年2月21日(月) 郵送必着
※本学所定の封筒を使用し、必ず書留速達で郵送してください。

②来学による手続

2022年2月21日(月) 9:00～11:30、13:30～16:00 横浜市立大学 金沢八景キャンパス
※大学内への入構については、新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更となる場合があります。

○入学手続に必要な書類

詳細は、「入学手続要項」にてご案内しますが、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 入学金・施設設備費・諸会費の振込金受取書*
 - (2) 誓約書(入学者本人および保証人の署名捺印によるもの)*
 - (3) 本学の受験票
 - (4) 大学入学共通テスト受験票(特別公募制学校推薦型選抜のみ)
 - (5) その他必要書類
- (*印の書類については、合格者に送付する入学手続書類に含まれます。)

○入学辞退

特別公募制学校推薦型選抜・国際バカロレア特別選抜ともに最終合格者の入学辞退は原則として認めません。ただし、入学できない特別の事情があり、出身高等学校長を通じて「入学辞退願」を提出した場合、入学辞退を認める場合があります。

○入学金・施設設備費(初年度のみ納入)

区分	入学金	施設設備費	合計
市内出身者	141,000円	150,000円	291,000円
市外出身者	282,000円	200,000円	482,000円

※市内出身者とは、入学の日の1年以上前(2021年4月1日以前)から、引き続き本人またはその扶養義務者が横浜市内に住所を有する方をいいます。

※納入された入学金は返還いたしませんのでご注意ください。

13 授業料

授業料	区分	支払期限
年額 573,000円 (1期分 286,500円)	第1期(4月1日～9月21日)	5月上旬
	第2期(9月22日～3月31日)	10月下旬

※金額は2021年度実績です。入学後に授業料が改定された場合は、改定後の授業料が適用されます。授業料の納入につきましては4月以降、ご案内します。

14 実験実習費（2年次以降）

年額 35,000円

※金額は2021年度実績です。金額は、改訂する場合があります。また、本学入学後に実験実習費が改訂された場合は、改訂後の実験実習費が適用されます。実験実習費の納入につきましては、2年次進級後の4月以降、ご案内します。

15 共用試験受験料等

実習前共用試験受験料（4年次）	25,000円
Student Doctor 認定証発行手数料（4年次）	450円
実習後共用試験受験料（6年次）	20,000円

※金額は2021年度実績です。本学入学後に共用試験受験料等が改訂された場合は、改訂後の受験料が適用されます。共用試験受験料の納入につきましては、受験する年次にご案内します。

16 諸会費等の納付について

諸会費は、本学の学術・研究・学校生活の充実や福利厚生の上昇を目的とした活動を行う各団体の会費等で、入学者全員の方に加入をお願いし、入学手続き時に納付していただきます。（但し、納付方法や金額を改定する場合があります。）

○学術研究会、後援会、進交会（同窓会）、自治会諸費（2021年度実績）

学術研究会会費	後援会会費	進交会（同窓会）入会金	自治会諸費	合計
2,000円	50,000円	5,000円	21,000円	78,000円

※会費は6年間分です。

○「学生教育研究災害傷害保険」保険料（2021年度実績）

医学部医学科	4,800円
--------	--------

※保険料は6年間分です。

○「学研災（学生教育研究災害傷害保険）付帯学生生活総合保険」保険料（2021年度実績）

医学部医学科	59,310円～（一人暮らし学生用）	51,050円～（自宅学生用）
--------	--------------------	-----------------

※保険料は6年間分（基本タイプ：けが、病気とも対象）です。

○生活協同組合出資金（2021年度実績）

30,000円（卒業時あるいは退学時に全額返還されます）


17 その他

- (1) 日本国外在住のまま出願することは可能ですが、「受験票」や「入学手続き書類」の取次、検定料や入学手続き時の納付金の納入（日本国内の金融機関に限る）等を行う、日本国内在住の代理人が必要です。
- (2) 面接審査当日に、学校保健安全法で出席停止が認められている感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・麻疹等）に罹患し、治癒していない受験者は、他の受験者への感染のおそれがあるため、原則受験することができません。なお、追試験等の特別措置は行いませんので、感染予防・健康管理に十分ご留意ください。
- (3) 入学後の教育は、一般選抜等で入学した学生と同一に行います。

【参考】面接審査の状況課題（シナリオ）について

状況課題を問う面接室では、例えば以下のようなシナリオが記された指示カードが用意されており、1～2分程度でその内容を読んでから解答します。

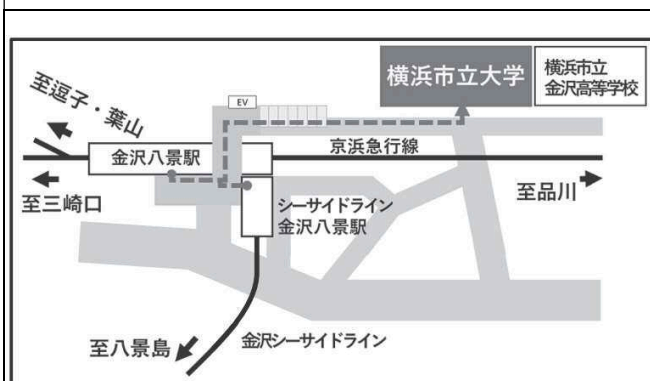
<シナリオのイメージ — あくまでも例示であり、特定の観点を意図したものではありません>

<p>あなたは運動部（チームスポーツ）のキャプテン（3年生）です。入学時から一緒に活動してきた仲良しの同級生メンバーがいますが、友人は成績が振るわないことから次の試合ではレギュラーから外し、成績の良い1年生を抜擢する事になりました。あなたはどのようにそれを伝えますか。</p>	
<p>知的な障害は持っているものの、デジタル時計は読んで理解することの出来る人に、図のようなアナログ時計の読み方を、わかりやすく説明してください。</p>	
<p>6～8人のグループで、メンバーが協同して一つの学習課題に取り組む場合、目標を達成するためにどのようなことが重要だと思うか、あなたの考えを述べてください。</p>	

昨年度の面接審査で提示された状況課題の評価の観点と概要は、以下の通りです。

評価の観点	概要
協調性	外来診察した患者が、処方された薬を飲みたくないと訴えている旨、薬局の薬剤師より電話があった状況での対応を問う課題。
独創性	すべての病気が治る新しい治療法の開発を求められ、その提案内容を絵に描いて説明する課題。
倫理性	「悪いニュースも知りたい」と問診票に記入していた患者に大腸がんの転移が発見され余命約半年と診断したものの、患者の長女からは本人に告知せずに治療する事を求められた状況での対応を問う課題。

横浜市立大学 入学試験会場 交通案内



京浜急行線 / シーサイドライン
「金沢八景駅」下車 徒歩5分

- 京浜急行主要駅から「金沢八景駅」までの所要時間
 - * 「横浜駅」から快特/特急で約20分
 - * 「品川駅」から快特/特急で約40分
 - * 「羽田空港駅」から急行・快特/特急で約40分
- JR 新杉田駅からシーサイドラインで
「金沢八景駅」まで約25分

横浜市立大学 アドミッションズセンター

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 電話：045-787-2055 (8:30～17:15 土日祝除)
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/admissions/>

2022(令和4)年度 横浜市立大学 医学部医学科 入学願書

受験番号	※
------	---

選抜区分・選択 (該当の○を塗りつぶす→●)	特別公募制学校推薦型選抜				国際 バカロレア 特別選抜
	県内高校区分		県外高校区分		
	<選択1> ○	<選択2> ○	<選択1> ○	<選択2> ○	○
今年度本学に先行して出願した入試の受験番号 (該当者のみ)					写 真 4×3cm 上半身脱帽 3ヵ月以内のもの 白黒・カラーいずれも可 裏面に氏名を記入
フリガナ				男・女	
氏名					
生年月日(西暦)	年	月	日生	2022年4月1日現在 (歳)	
本 現 住 所	〒				
	電話	—	—	携帯	—
	E-mail				
保護者氏名				本人との続柄	
保 護 者 現 住 所	〒				
	*志願者本人と同居している場合は“本人と同じ”と記入				
出 身 高 等 学 校	高校名	年 月 卒業・卒業見込			
	高校コード				外国の高等学校を卒業した場合は 記入不要です。
	所在地	(国名/日本の場合は都道府県名)		(省・州・県・市名等)	
小学校・中学校・高等学校(相当段階)の履歴					
期間(西暦表記)	学 校 名		段階 (該当に○)	所在地 (都道府県名/国名)	滞在形態 (該当に○)
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
～ 年 月 ～ 年 月			小・中・高		単身・家族
備考(履歴の補足事項等)					

記入上の注意 1 黒色のボールペン等で記入してください。 2 履歴欄は、すべて記入してください。
3 高校コードは、卒業が日本の高等学校の場合のみ記入。不明の場合は、出身高校に問い合わせてください。

2022 年度 横浜市立大学 入学者選抜 英語資格に関するチェックシート

受験番号	※大学使用欄
------	--------

志願者 氏名	
-----------	--

- ※ 提出する資格の級・スコアを記入し、該当する提出方法により送付してください。
- ※ **提出する資格は、試験日が 2019 年 4 月以降のものに限ります。**ただし、証明書の発行期限がそれよりも短い（2 年以内）ものもあるので、注意してください。証明書の発行期限が過ぎていても、提出用の証明書が既に発行されていて、試験日が 2019 年 4 月以降であれば構いません。
- ※ TOEFL と IELTS の証明書送付の手配は、結果が判明していて、出願日までに行っていれば、証明書の本学到着が遅れても構いません。また、出願期間より前に到着しても構いません。
- ※ 提出された証明書は、返却できません。

提出する資格の 級・スコアを記入する		提出方法
TOEFL	点 (MyBest Scores)	<p>以下の 2 点を行なう。</p> <p>「Official Score Report (公式スコア票)」を、ETS から横浜市立大学宛に送るよう手配し、その日付を以下に記入。 DI-Code : 0416、Department Code : 00 (Undergraduate) (手配日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日)</p> <p>ETS から受験者宛に送付された「Examinee Score Record (受験者用控えスコア票)」のコピー、または「My Home Page (個人ページ)」でのスコア確認を印刷したものを添付する。</p>
TOEIC L&R	点	<p>実施機関から受験者に送付された「Official Score Certificate / Report」(公式認定証：受験者の氏名・生年月日・顔写真が明示されているもの、コピー不可)を添付する。</p>
GTEC (検定版・CBT)	点	<p>大学提出用の「OFFICIAL SCORE CERTIFICATE」(コピー不可)を添付する。</p>
英検	級	<p>日本英語検定協会から受験者に送付された「合格証明書」(コピー不可)を提出する。和文版・英文版、どちらでも可。 なお「合格証書」や「Certification Card」は添付しないこと。</p>
IELTS (Academic Module)	点	<p>以下の 2 点を行なう。</p> <p>「成績証明書 (Test Report Form)」を実施機関から横浜市立大学宛に送るよう手配し、その日付を以下に記入。 (手配日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日)</p> <p>実施機関から受験者に送付された「成績証明書 (Test Report Form)」のコピー、または「オンライン試験結果表示サービス」を印刷したものを添付する。</p>

特別公募制学校推薦型選抜志願者の方へ（推薦書請求票）

2022年度 横浜市立大学 医学部医学科 特別公募制学校推薦型選抜を志願する方は、下の欄に氏名を記入し、この用紙を高等学校の担任教諭等に渡して、推薦書の発行を依頼してください。

志願者氏名	
-------	--

高等学校・中等教育学校 ご担当者様

上記の者は、本学 医学部医学科 特別公募制学校推薦型選抜の受験を志望しておりますので、下記 E-mail 宛に学校名と高等学校コードを明記の上、所定の推薦書用紙をご請求ください。MS-Word および PDF 形式のファイルでお送りします。作成された推薦書は、調査書と共に厳封して志願者本人に交付し、他の出願書類とともに提出させていただきます。

なお出願資格は以下の通りです。調査書の作成に際しては、学習成績概評が㊦である事と共に、備考欄にその理由が明記されている必要がありますので、ご注意ください。

※調査書作成のシステム上の制限により、“㊦”と表記し難い場合は、“○A”と表記して頂いても構いません。

【出願資格】 次の①～⑤のいずれにも該当する者で、学校長が推薦する者
(1校につき、＜選択1＞の者1名、＜選択2＞の者1名の計2名まで推薦可)

- ① 県内高校区分：神奈川県内の高等学校（中等教育学校含む）、
県外高校区分：神奈川県外の高等学校（中等教育学校・文部科学大臣認定在外教育施設含む）を、
2022（令和4）年3月卒業見込みの者
（標準的な卒業期日が3月でない学校の場合は、その直前の期日に卒業の者）
- ② 本学への入学を強く希望し、合格した場合は入学することを確約できる者
- ③ 全体の評定平均値が4.3以上で、学習成績概評が㊦の者
（調査書の備考欄に㊦の理由が明記されている事）
- ④ 数学Ⅲに加え、「物理基礎・物理」「化学基礎・化学」「生物基礎・生物」のうち2つの科目群を
修得または修得見込みの者
- ⑤ 下記に定める資格のいずれかのスコア・級を有し、公式な成績証明書を提出できる者
＜2019年4月以降に受検した英語資格に限ります。TOEFL-ITP、TOEIC-IPは認められません＞
TOEFL-PBT 460（iBT 48）以上、TOEIC（L&R）500以上、
GTEC（検定版・CBT）1000以上、英検2級以上、またはIELTS（Academic Module）4.5以上

特別公募制学校推薦型選抜の出願者は、対象となる募集枠への志望の有無と順位について、以下の2つのパターンから選択します。

＜選択1＞ 神奈川県指定診療科枠を第1志望とし、地域医療枠を第2志望とする。

＜選択2＞ 地域医療枠のみを志望する。

ただし＜選択1＞を選ぶことができる者は、県内高校区分の者、または県外高校区分で神奈川県内に1年以上の居住歴のある（見込みの）者に限定されます。

【お問い合わせ・請求先】

横浜市立大学 アドミッションズセンター
電話 045-787-2055 FAX 045-787-2057
admi2055@yokohama-cu.ac.jp

誓 約 書

横浜市立大学長 様

神奈川県知事 様

私は今般、貴学医学部医学科「地域医療枠」を志望し、入学を許可された後は、生命の尊厳、患者等の人権の尊重、医療に関する高度な専門知識や技術の修得、医療システムの理解に加え、倫理観、安全意識、医師としての責任感を醸成すべく勉学に専念いたします。

そして、地域医療の担い手たるプライマリ・ケア医をはじめとする医学・医療の分野をリードする指導者の育成という貴学医学部医学科の教育目的に沿い、卒業後は自身が選択するキャリア形成プログラムに従い、貴学および神奈川県内地域中核病院等にて、2年間の初期臨床研修と7年間の診療業務に従事することにより、将来、地域医療の指導的・中核的役割を担うなど、顕在化している医師不足の改善に寄与し、県民医療に貢献することを誓約いたします。

記入日	2021年 月 日		
ふりがな			印
志願者氏名			
生年月日	(西暦)	年 月 日生	
現住所			

誓 約 書

横浜市立大学長 様

神奈川県知事 様

私は今般、貴学医学部医学科「神奈川県指定診療科枠」を志望し、入学を許可された後は、生命の尊厳、患者等の人権の尊重、医療に関する高度な専門知識や技術の修得、医療システムの理解に加え、倫理観、安全意識、医師としての責任感を醸成すべく勉学に専念します。

また、医師確保が困難な神奈川県知事が指定する診療科の専門医として地域医療を担うべく、貴学医学部医学科の教育目的に沿い、卒業後は自身が選択するキャリア形成プログラムに従い、貴学および神奈川県内地域中核病院等にて2年間の初期臨床研修と、神奈川県知事が指定する県内の病院で7年間の診療業務に従事することにより、将来、地域医療の指導的・中核的役割を担うなど、顕在化している医師不足の改善に寄与し、県民医療に貢献することを誓約します。

記入日	2021年 月 日	
ふりがな		印
志願者氏名		
生年月日	(西暦)	年 月 日生
現住所		

【志望資格と神奈川県内居住の確認書類について】 以下の1・2のいずれかに○ いずれにも該当しない場合は、「神奈川県指定診療科枠」への志望資格はありません。	
神奈川県内所在の高等学校出身者である。(居住確認書類は不要)	1
上記1には該当しないが、(大学入学までに)神奈川県内に1年以上の居住歴がある。 → 1年以上の居住歴(見込)が分かる次のいずれかの書類(マイナンバー記載のないもの)を添付。	2
住民票 現在、神奈川県内に住所がある場合(現住所の市区町村発行)	
住民票の除票 神奈川県内から転出後5年以内の場合など(当時の市区町村発行)	
戸籍の附票 上記の場合でも、それ以外の場合でも可(本籍地の市区町村発行)	

※上記の書類が取得し難い場合、神奈川県医療課(電話 045-210-4877)に連絡の上、2021年10月29日(金)までに志望資格の承認を受けてください。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について



[令和4年4月入学者から適用]

令和3年8月

※ このリーフレットは、横浜市立大学医学部神奈川県指定診療科卒業合格者を対象とする神奈川県地域医療医師修学資金制度の概要についてまとめた内容となっています。

【問合せ先】

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ
電話：045-210-4877（直通）
FAX：045-210-8858
Email：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.jp

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度は、将来、神奈川県内の医療機関において、地域医療を担う医師としての業務に従事する意思がある県内4大学（横浜市立大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学、東海大学）に入学する学生が対象です。

その学生の修学を支援するために、県が修学資金を貸付け、神奈川県の地域医療を担う有能な人材の育成と確保を図り、地域医療提供体制を確保しようとする制度です。

そのため、貸付けを受けた学生の方が、大学卒業後、直ちに神奈川県内において2年間の初期臨床研修を受け、その後引き続き7年間を県が指定する県内医療機関の指定診療科で勤務した場合は、修学資金の返還が免除されます。

制度の概要

貸付対象者	神奈川県出身者でかつ、将来県内の医療機関において、一定期間以上、医師不足診療科（産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。））、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療科）を担当する医師の業務に従事することを条件とした、横浜市立大学医学部の「神奈川県指定診療科枠（5名）」に入学された方。 ※この制度における「神奈川県出身者」とは、大学入学の時点で「県内に1年以上居住したことがある方」又は「県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した方」のいずれかに該当する方をいいます。 ※「神奈川県指定診療科枠」の入学者の方は、この修学資金の貸付けを受け、また6年次に県が作成するキャリア形成プログラム*に加入することが条件となっています。
貸付期間	大学1年次～6年次の6年間
貸付方法	原則、毎月貸付けを行います。（口座振替の方法により貸付けを行います。）
貸付額	月額10万円
返還免除	大学卒業後直ちに神奈川県内で初期臨床研修を受け、特定期間（初期臨床研修を含む9年間）以上、県が作成するキャリア形成プログラムのコースの中から本人が選択したコース（診療科）に基づき、指定された医療機関において指定診療科の業務に継続して従事したときは、修学資金の返還の債務を免除します。 ※返還免除に該当しなくなった場合には、原則1月以内に貸付けを受けた修学資金に利息（年10%）を付した額を返還していただきます。

指定診療科・指定医療機関について

指定診療科	大学6年次までに、神奈川県地域医療支援センター*が開催するイベント参加等の経験を通じて、キャリア形成について考えていただき、指定診療科（産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。））、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科）の中から選択します。なお、初期臨床研修2年目の夏までは指定診療科内のキャリア形成プログラムのコースの変更が可能です。
指定病院	選択したキャリア形成プログラムのコースに記載のステージ（初期臨床研修期間、専門研修期間、地域実践期間）別医療機関リストに掲載された医療機関 初期臨床研修を含む9年間、県内医療の状況を見ながら、いくつかの病院に勤務していただきます。

* キャリア形成プログラム

将来、地域医療に従事する医師を持ち、地域枠の制度により神奈川県内の大学医学部に入学し、卒業後、医師となった方が、キャリア形成などの不安を抱えることなく、地域医療において活躍していただけるよう本人の希望を踏まえ県が複数のコースを作成したものです。大学6年次に選択いただきます。

* 神奈川県地域医療支援センター

神奈川県地域医療支援センターとは、医療法に基づき、神奈川県庁内に設置したもので、地域において必要とされる医療を確保するため、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援、イベント等を行っています。

入学から特定期間終了までの流れ

入学～申請～貸付開始

横浜市立大学医学部の「神奈川県指定診療科枠」に合格後、修学資金貸付申請書に関係書類を添えて、入学手続きの際に併せて提出してください。

なお、申請に当たっては2名の連帯保証人（1名は法定代理人（父母等）、1名は父母以外の方）が必要となります。貸付決定となると入学した月から卒業までの間、「神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例」の規定に基づいて、毎月貸付けを行います。

大学6年次に、診療科ごとに作成されたキャリア形成プログラムに係るコースのうち、指定診療科（産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療科）の中からコースの選択をしていただきます。

在学中には、県内地域枠医師や自治医科大学派遣医師とのイベントの実施による医学生の交流会等へ参加することができ、卒業後も県が行うキャリア支援サポートを受けることができます。

修学資金貸付期間（大学6年間）

卒業～貸付終了～初期臨床研修(特定期間)

大学を卒業し、直ちに神奈川県内で2年間の初期臨床研修を受けます。ここでは産婦人科、小児科、外科、内科、救急部門、精神科等の必修科目等についてローテーションで学んでいただきます。

大学6年次に選択したキャリア形成プログラムの変更は臨床研修プログラム2年目の8月頃まで変更が可能です。（要相談）

初期臨床研修（2年間）

指定医療機関への就業(特定期間)

本人が選択したキャリア形成プログラムのコースにおいて、就業先の医療機関として知事が指定し、掲載するする病院又は診療所に就業していただきます。

特定期間(9年間)における勤務

県内初期臨床研修（2年間）の後、県内の医療機関に（7年間）勤務していただきます。

なお、専門医研修をはじめ、より高度な医療技術の習得など総合的な育成を目指し、地域医療に貢献していただく指導的・中核的な医師の育成を行います。

初期臨床研修後（7年間）

その他 Q&A

Q 貸付けの申請に当たって必要な連帯保証人には、要件がありますか。

A 連帯保証人は2名必要となります。保証人については、独立の生計を営む方(原則として職業を有し、年収のある方)としています。また、申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名は法定代理人(父母等)にしてください(2名を父母にはしないでください)。なお、申請に当たって、保証人の収入等による所得制限は設けていませんが、所得を証明する書類(前年の源泉徴収票の写し、確定申告書(控)の写しまたは市町村発行の所得証明書など)を提出してください。

Q 他の奨学金等の貸付けを受けていても貸付申請はできますか。

A 本制度は他の奨学金等の貸付けを受けていても申請できます。ただし、すでに貸付けを受けている奨学金等に勤務先等の制限があるかもしれませんので、確認してください。

Q 在学中に休学した間の貸付けはどうなりますか。

A 本制度では、休学、停学処分、留年期間については、修学資金の貸付けを休止します。

Q 専門研修を受けることができますか。

A キャリア形成プログラムの期間中に専門研修を受けることは可能です。(初期臨床研修後ただちに受講もできます。)

Q 特定期間中に産休、育休、留学、大学院進学等中断をすることができますか。

A 産休、育休に係る中断は条例で認められています。留学、大学院進学等の一時中断も県と協議することができます。

Q 修学資金の返還をすると県外の医療機関での従事は可能になりますか。

A 修学資金返還後の条件は国との個別協議事項です。特段の理由がない場合は県内勤務要件が残ります。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療を効率的に提供する体制の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療を担う診療科（第5号において「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。
- 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。
ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者
イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 指定医療機関 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した時に、医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所をいう。
- 特定期間 第6条に規定する修学資金の貸付期間（以下「貸付期間」という。）（第7条第1項に規定する休学等の期間を除く。）の2分の3に相当する期間をいう。
- 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。
- 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。
- 特定医師業務 県内に所在する指定医療機関における特定診療科を担当する医師の業務をいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。

- 地域医療医師育成課程を履修する者として大学に入学（転入学、編入学及び再入学を除く。以下同じ。）を許可された者であって、当該入学の日から起算して1年を経過しない者であること。
- 県内出身者であること。
- 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の3第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択し、当該キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に特定期間以上の期間従事する意思を有すること。
- 修学資金（第8条の規定により貸付けが廃止された場合にあつては、当該廃止された日の属する月の分までのものとして貸し付けられた修学資金）には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は貸付期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付する。
- 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(修学生の選考)

第4条 知事は、選考によって修学生を決定する。

(修学資金の月額)

第5条 修学資金の額は、月額10万円とする。

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由（次項において「休学等の事由」という。）が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間（同項において「休学等の期間」という。）の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

- 休学したとき。
- 停学の処分を受けたとき。
- 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- 大学を退学し、又は退学させられたとき。
- 修学生であることを辞退したとき。
- 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき。
- 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたこと。
- 第6学年時に、キャリア形成プログラムを選択しなかったとき。
- その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して1月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

(債務の当然免除)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。

- 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア 大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあつては、同日から起算して1年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として特定臨床研修を受けることが決定し、当該特定臨床研修を修了したとき。

イ 臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

- 継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務に従事できなくなったとき。
- 前項第1号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第11条 第9条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるときは、債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の当然猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第1項第1号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

(返還の裁量猶予)

第13条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

(延滞利息の徴収)

第14条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

2 第3条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。